

平 1 9 指 導 監 査 第 2 6 3 号  
平成 1 9 年 (2007 年) 1 2 月 4 日

関 係 施 設 の 長 様

山 口 県 健 康 福 祉 部 長

社 会 福 祉 施 設 等 に お け る 今 冬 の イ ン フ ル エ ン ザ 総 合 対 策  
の 推 進 に つ い て

社 会 福 祉 施 設 ・ 介 護 老 人 保 健 施 設 に お け る 入 所 者 等 の 健 康 管 理 に つ い て は、従  
来 から 格 別 の 御 配 慮 を い た だ いて いる と ころ で あ り ます。

さ て、イ ン フ ル エ ン ザ は 毎 年 冬 季 に 流 行 を 繰 り 返 し、近 年 に お い て は、高 齢 者  
施 設 に お け る 集 団 感 染、高 齢 者 の 死 亡 等 の 問 題 が 指 摘 さ れ て お り、社 会 福 祉 施 設  
等 に お い て も 十 分 な 注 意 が 必 要 と さ れ て います。

つ い て は、別 添 「今 冬 の イ ン フ ル エ ン ザ 総 合 対 策 に つ い て (平 成 1 9 年 度)」  
等 を 参 考 と さ れ、健 康 福 祉 セ ン タ ー (保 健 所)、嘱 託 医、協 力 病 院 等 と 連 携 を 図  
り な が ら、常 日 頃 か ら の 入 所 者 等 の 基 礎 体 力 の 維 持 を 図 る た め の 栄 養 状 況 へ の 十  
分 な 配 慮 も 含 め、下 記 の と お り イ ン フ ル エ ン ザ の 予 防 と 集 団 感 染 防 止 に 注 意 さ れ  
る よ う お 願 い し ます。

記

1 イ ン フ ル エ ン ザ の 予 防 接 種 に つ い て

イ ン フ ル エ ン ザ の 予 防 接 種 に つ い て は、入 所 者 等 の 意 思 に 基 づ き そ の 責 任  
に お い て 行 わ れ る も の で あ り、入 所 者 等 の 意 思 確 認 を 行 わ ず に 一 律 に 接 種 を  
行 う も の で あ っ て は な ら ない こ と に 留 意 す る と と も に、接 種 に 当 た っ て は、  
嘱 託 医 等 と よ く 相 談 の 上、そ の 意 義、有 効 性、副 反 応 の 可 能 性 等 を 十 分 に 説  
明 し た 上 で 行 う よ う、さ ら に、入 所 者 等 の 意 思 確 認 が 困 難 な 場 合 に は、家 族、  
嘱 託 医 等 の 協 力 を 得 な が ら、可 能 な 限 り そ の 意 思 確 認 に 努 め、接 種 希 望 で あ  
る こ と が 確 認 で き た 場 合 に 接 種 を 行 う こ と。

2 イ ン フ ル エ ン ザ の 予 防 接 種 に 要 す る 費 用 に つ い て

イ ン フ ル エ ン ザ の 予 防 接 種 に 要 す る 費 用 (公 費 に よ り 負 担 さ れ る 者 に つ い  
て は、一 部 実 費 徴 収 さ れ る 費 用) に つ い て は、原 則 と し て 本 人 等 の 負 担 と な

るが、従来の扱いのとおり施設の判断により措置費（運営費）から支出して差し支えないこと。

ただし、児童入所施設入所者（母子生活支援施設入所者及び契約により障害児施設に入所している者を除く。）については、原則として本人等の負担とせず施設において措置費の事務費として支出すること。

併せて、職員の任意接種についても必要に応じ受けられるよう御配慮すること。

### 3 集団発生時の報告について

貴施設において、インフルエンザ様疾患患者が集団発生（入所者人員の10%程度以上）した場合には、その状況（発生患者数、対応状況等）について県の担当所管課あて速やかに報告すること。

#### 各施設等所管課・担当者

指導監査室	主査	藤井	083-933-2841
厚政課	主幹	梅地	083-933-2727
長寿社会課			
（施設班）	主幹	國弘	083-933-2793
（介護保険班）	主幹	高嶋	083-933-2774
こども未来課	主幹	松岡	083-933-2747
障害者支援課	主幹	藤本	083-933-2735

# 平成19年度

## 今冬のインフルエンザ総合対策について

### 今年度の標語

〈ひろげるなインフルエンザ ひろげよう咳エチケット〉

#### 1. はじめに

本年度のインフルエンザ総合対策については、2007年11月9日をキックオフデーとし、〈ひろげるなインフルエンザ ひろげよう咳エチケット〉という標語を掲げ、国及び都道府県、指定都市、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、今冬のインフルエンザ対策に取り組んでいくこととする。

#### 2. 具体的対策

##### (1) インフルエンザ予防ポスターを作成し、電子媒体形式で提供

厚生労働省は、インフルエンザ予防のためのポスターの原画を作成し、インフルエンザホームページに電子媒体形式（PDFファイル等）画像ファイルで掲載。都道府県等においては、適宜活用（ダウンロード）され（独自に加工可）、医療機関、学校、職域等を始めとした普及を図り、国民にインフルエンザ予防を呼びかける。

##### (2) インフルエンザ“Q&A”の作成・配布

厚生労働省と国立感染症研究所感染症情報センター、日本医師会感染症危機管理対策室は、毎年インフルエンザの流行シーズンに寄せられる質問項目の中で、頻度の高いものを整理した上で、作成して公表する。

##### (3) インフルエンザに関するホームページを開設

厚生労働省のホームページに、インフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページを開設する。

内容としては、インフルエンザ予防ポスター（PDFファイル等）、インフルエンザ“Q&A”、施設内感染予防の手引、インフルエンザに関する特定感染症予防指針、インフルエンザ発生状況等（発生動向情報、インフルエンザ様疾患報告情報）を逐次掲載し、更新する。

・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

(リンク)

・国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

#### ア 感染症法に基づくインフルエンザ患者発生状況の把握

各都道府県が選定した全国約5,000箇所のインフルエンザ定点医療機関（約3,000箇所の小児科定点医療機関を含む）から報告されるインフルエンザの発生状況について、オンラインで情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、その結果を「感染症発生動向調査週報（IDWR：Infectious Diseases Weekly Report）」等を用いて提供・公開する。

#### イ 学校におけるインフルエンザ様疾患発生状況把握（学級等閉鎖情報）

全国の保育所・幼稚園、小学校、中学校等においてインフルエンザ様疾患による学年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数及びその時点においてインフルエンザ様疾患で休んでいる学童等の数を、各学校及び各都道府県教育担当部局の協力に基づき収集・分析し、その結果を毎週公表する。

#### ウ インフルエンザ関連死亡の把握（関連死亡情報）

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、14指定都市からの協力を得て、インフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査を行う。

### （4）相談窓口の設置

インフルエンザをはじめとした感染症の一般的予防方法、流行状況や予防接種の意義、有効性、副反応等に関する国民の疑問に的確に対応するため、NPO法人バイオメディカルサイエンスにインフルエンザ等感染症に関する相談窓口を開設する。

具体的な対応は以下のとおりとする。

- ・ 開設時期 : 平成19年11月5日（月）～平成20年3月31日（月）
- ・ 対応日時 : 月曜日～金曜日（祝祭日除く）09:30～17:00
- ・ 電話番号 : 03-3200-6784
- ・ FAX番号 : 03-3200-5209
- ・ E-mail : [influt@npo-bmsa.org](mailto:influt@npo-bmsa.org)

### （5）予防接種について

65歳以上の高齢者、60～64歳で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方については、予防接種法に基づく接種を受けることが可能である。

### （6）ワクチン・治療薬等の確保

#### ア インフルエンザワクチン

今シーズンの供給予定量 2,520万本（平成19年10月2日時点）  
（うち、40万本を不足時の融通用として確保）

## イ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① タミフル（一般名：リン酸オセルタミビル 中外製薬）

今シーズンの供給予定量 600万人分

（タミフル<sup>®</sup>セル75及びタミフル<sup>®</sup>ドライシロップ<sup>®</sup> 3%の合計）

- ② リレンザ（一般名：ザナミビル水和物 グラクソ・スミスクライン）

今シーズンの供給予定量 300万人分

## ウ インフルエンザ抗原検出キット（迅速タイプ）の供給

今シーズンの供給予定量 約2,200万人分（需要増に対応し増産が可能）

## （7）施設内感染防止対策の推進

高齢者施設等のようにインフルエンザに罹患した場合の高危険群の者が多く入所している施設においては、まず、施設内にインフルエンザウイルスが持ち込まれないようにすることが重要である。したがって、厚生労働省は日本医師会感染症危機管理対策室とともに、インフルエンザウイルスの高齢者施設等への侵入の阻止と侵入した場合のまん延防止を目的とした標準的な手引書「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」を各施設に普及していく。

なお、高齢者等の高危険群に属する者が多く入所している施設においてインフルエンザの流行が発生した場合には、都道府県等は、当該施設等の協力を得て調査を実施し、感染拡大の経路、感染拡大の原因の特定などを行うことにより、施設内感染の再発防止に役立てることが重要であり、国は、都道府県等から調査の実施に当たっての協力要請があった場合には、積極的に対応する。また今年度も、特に高齢者施設の方については、重点的に予防接種を勧奨する。

## （8）その他

他の患者への感染拡大の防止のため、標語にもあるように、咳エチケットをキーワードとした普及啓発活動を行い、マスクの着用や人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけることとする。

### 「咳エチケット」

- 咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
- 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- 咳をしている人にマスクの着用を促す。
- マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。